

宿毛市新庁舎建設基本構想

平成 31 年 3 月

宿毛市

目 次

はじめに	2
1 現庁舎の現状と課題	3
2 新庁舎整備の基本的な考え方	7
3 新庁舎に求められる性能・水準	8
4 新庁舎の規模	15
5 事業手法	18
6 概算事業費及び財源	20
7 事業スケジュール	20
〈資料編〉	
資料 1 住民アンケートの実施概要・結果	
資料 2 耐震構造システムの比較	

はじめに

現在の本庁舎は昭和 38 年 3 月に完成しました。当時としては規模と機能を十分備えた庁舎でしたが、市民ニーズ、行政需要の多様化に伴い年々手狭となり、庁舎機能は現在、本庁舎をはじめ、学校教育課、水道課、環境課、生涯学習課に分散化されていることから、事務効率や住民の利便性の低下を招いています。

慢性的な会議室や駐車場の不足、エレベーターが設置されていない等の不十分なバリアフリー対策など住民サービスや効率的な事務執行に様々な課題を残したままとなっています。

また、今後高い確率で発生が想定される南海トラフ地震において、庁舎は早急な復旧・復興の司令塔として十分に機能することはもとより、被災後の行政機能の維持など、市民の安心・安全を確保するための防災拠点施設でなくてはなりません。

本庁舎は、南海トラフ地震における揺れへの対策として、平成 25 年に耐震改修工事を行っています。しかし、その後発生する津波被害や地盤沈降による長期浸水などの被害を想定する中では、防災拠点としての役割を果たすことは困難な状況です。

そのため新庁舎建設は本市の喫緊の課題となっており、様々な協議を重ねる中、平成 30 年第 3 回宿毛市議会定例会において、小深浦高台への移転を議決され、新庁舎建設にむけて、本基本構想を策定することとなりました。

この基本構想は、これらの課題を踏まえ、宿毛市が目指す庁舎像を明らかにし、本市の今後に最大限のメリットをもたらす新庁舎となるよう、建設の指針となる基本的事項を取りまとめたものです。市民の安心・安全な暮らしを支える庁舎として、今後も市民の皆様からのご意見を反映させながら、新庁舎建設に取り組んでまいります。

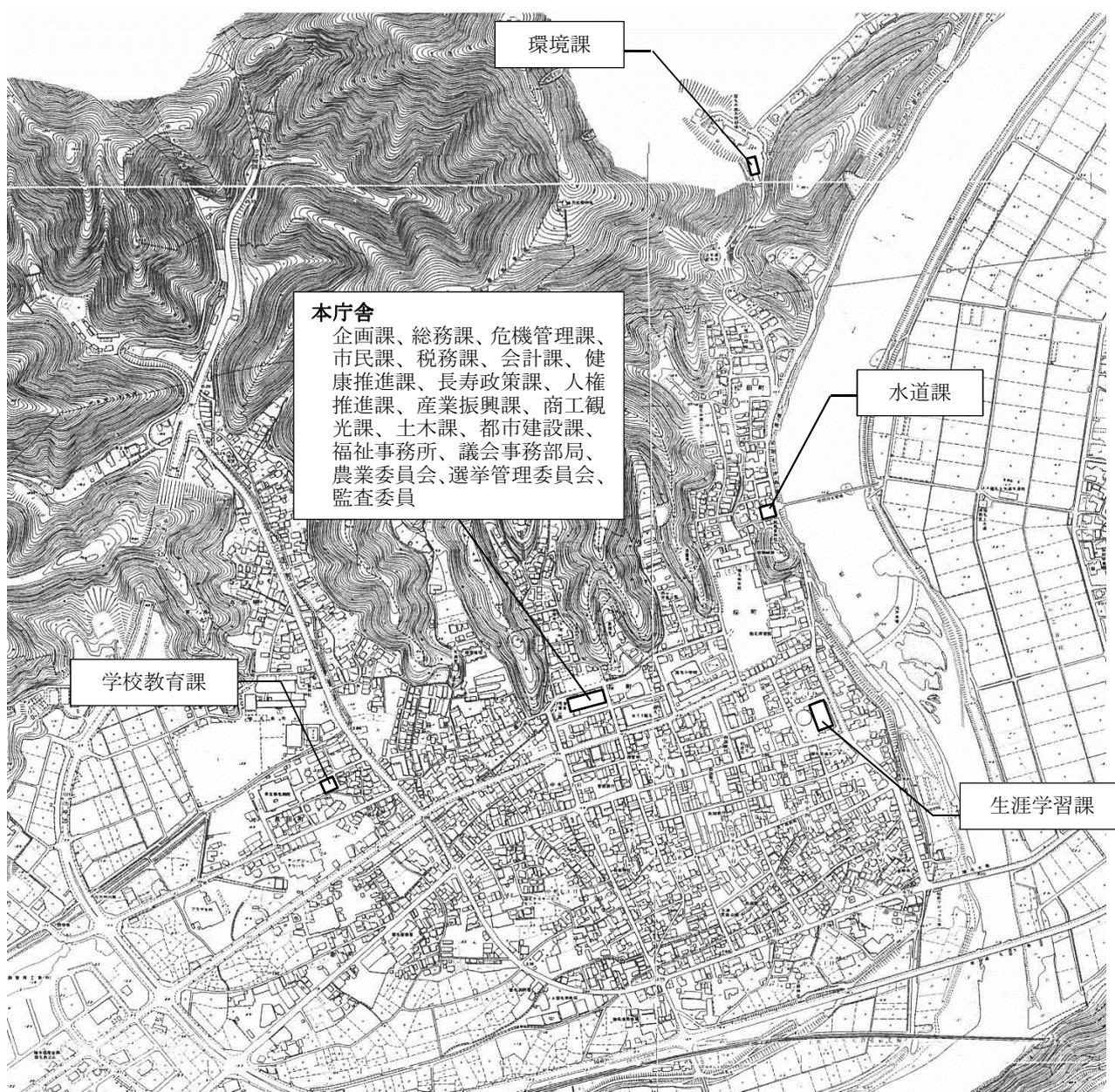
1 現庁舎の現状と課題

1 現庁舎の現状と課題

(1) 本庁舎及びその周辺施設の概要

現在は本庁舎の他には、長田町に学校教育課があり、松田町に水道課、二ノ宮に環境課、中央2丁目に生涯学習課があるなど分散している状況です。

〈現庁舎の配置状況〉



〈現庁舎の概要〉

名称	竣工年	経過 年数	耐震性	構造・階 層	延床面積	職員数
本庁舎	昭和 38 年	56 年	旧耐震基準 H25 耐震化	RC 造 3 階	3,253.27 m ²	183 人
学校教育課	平成 12 年	19 年	新耐震基準	S 造 2 階	693.00 m ²	16 人
水道課	昭和 46 年 (S59 年増築)	48 年 (35 年)	旧耐震基準 H28 耐震化 新耐震基準	RC 造 2 階	326.65 m ²	13 人
環境課	昭和 52 年	42 年	旧耐震基準	RC 造 1 階	201.72 m ²	7 人
生涯学習課	平成 4 年	27 年	新耐震基準	RC 造 5 階	17.4 m ² (事務室)	4 人

〈本庁舎外観〉



1 現庁舎の現状と課題

(2) 現庁舎が抱える課題

現在の本庁舎は以下のように、建物の老朽化や津波浸水想定区域内であること、庁舎の分散化・狭あい化、駐車場不足、また、災害対策本部としての機能や庁舎のバリアフリー化が十分でないなど多くの課題を抱えています。

① 建物の老朽化

本庁舎は、昭和 38 年建築で築 56 年を経過しており、構造・設備共に老朽化が著しく、平成 25 年に耐震化を行っているとはいえ、今後 30 年以内に 70～80% の確率で発生すると言われる南海トラフ地震発生時には、庁舎としての機能及び復旧・復興活動の司令塔としての役割を果たすことは困難な状況です。また、一定の維持補修を行ってきていますが、老朽化に伴い維持管理費が年々増加しています。



老朽化の状況

② 津波浸水想定区域であること

本庁舎は津波浸水区域内に位置しており、地震発生後の津波発生時には浸水する可能性があり、その場合は行政機能の停止は免れない状況にあります。

③ 庁舎の分散化・狭あい化

現在は、「(1)本庁舎及びその周辺施設の概要」で前述したように、本庁舎、学校教育課、水道課、環境課、生涯学習課と庁舎が分散しており、市民の利便性や事務効率の低下を招いています。

現在の本庁舎は建設時に比べ行政需要の拡大や行政事務が多様化していることから、事務室の狭あい化が進み、相談スペースの確保も十分でないことから、市民のプライバシーや個人情報を保護しにくい状況にあります。また、本庁舎は市民と職員、市民同士のコミュニケーションを図れるような空間が少ないことから、市民が利用しやすい庁舎とはいえず、会議室、書庫、福利厚生スペースも不足している状況です。



事務室の狭あい化



混雑時の来客用駐車場

④ 駐車場不足

来庁者の駐車場として、現在、本庁舎南側と北側に駐車場を整備していますが、会議が重複する場合などは駐車場が満車となり、十分な駐車スペースが確保できていない状況です。また、公用車駐車場も不足しており、民有地を借り上げている状況にあります。

⑤ 災害対策本部としての機能

本庁舎は、災害時に災害対策本部として災害対応の指揮、情報伝達等、災害応急対策活動の機能とともに、行政機能を維持する必要がありますが、現在の建物は、災害対策本部や備蓄倉庫などのスペースが不足していることや南海トラフ地震発生時には建物自体が被災する可能性もあり代替施設での対応を行うこととしており、その対策が十分ではない状況にあります。

⑥ 庁舎のバリアフリー化

本庁舎の建築時には、バリアフリーという考え方がなく、各所に段差が存在することやエレベーターが未設置であるなど、バリアフリー化が進んでおらず、決して人にやさしい庁舎とは言えない現状です。



段差のある入口



エレベーター未設置

2 新庁舎整備の基本的な考え方

新庁舎の建設にあたっては、現庁舎が抱える様々な課題の解決にとどまらず、市民の利便性や快適性の向上を図り、人にも環境にもやさしく、市民に親しまれる庁舎であるとともに、職員の業務効率の向上等による質の高い市民サービスの提供を目指す必要があります。

また、東日本大震災及び熊本地震の教訓を生かし、近い将来発生すると予測される南海トラフの地震に対する様々な対策を踏まえた「災害に強い庁舎」を目指し、下記の目標を設定します。

●市民の安心・安全な暮らしを支える防災拠点としての庁舎

災害発生時には、迅速な災害対応を行うため、災害対策本部が司令塔として十分に機能を発揮できる設備を持ち、防災拠点として機能するよう、情報通信システム、自家発電設備、飲料水の確保、排水の処理などの機能を維持できる庁舎とします。

●人にやさしく利用しやすい庁舎

高齢者や体の不自由な方、子ども連れの方を含め、すべての方が利用しやすい庁舎として、駐車場の確保やユニバーサルデザインにも配慮し、来庁者へのわかりやすくスムーズな動線の確保や住民利用が多い窓口を近接配置するなど、利便性の向上や業務の効率化を行い、窓口サービスを充実させ、質が高い市民サービスの提供を目指します。

●簡素で経済的、環境へ配慮した庁舎

自主財源の乏しい財政運営の中での庁舎建設は、極めて慎重な財政計画のもと行わなければならないことから、シンボリックな要素や華美な要素を排除し、機能性、効率性を重視して建設費の抑制を図るとともに、省エネルギー設備の導入等によりライフサイクルコストの縮減に努め、環境に配慮した庁舎を目指します。

●効率性が高く柔軟な対応が可能な庁舎

各課の業務内容や関連性を考慮した配置・フロア構成とし、効率的な業務を行えるよう配慮します。また、今後、地方自治体のあり方は社会情勢等により変化することが予想される中で、組織の機能、職員数の変化等に柔軟な対応ができる庁舎とします。

3 新庁舎に求められる性能・水準

(1) 市民の安心・安全な暮らしを支える防災拠点としての庁舎

○耐震安全性の確保

市庁舎は、来庁者等の安全を確保するとともに、大規模地震発生時に災害応急対策活動の拠点として機能を十分に発揮できるよう、総合的な耐震安全性を確保したものである必要があります。このため、庁舎建設に当たっては耐震安全性の基準として「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準(国土交通省大臣官房官庁営繕部)」における構造体「Ⅰ類」、建築非構造部材「A類」、建築設備「甲類」に相当する性能を確保し、災害に強い庁舎を目指します。

なお、庁舎の構造形式については、荷重条件や費用対効果、工期などを含めて総合的に検討を行います。

〈官庁施設の総合耐震・対津波計画基準(国土交通省大臣官房官庁営繕部)〉

部位	分類	耐震安全性の目標
構造体	Ⅰ類	大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。
	Ⅱ類	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。
	Ⅲ類	大地震動により構造体の部分的な損傷は生ずるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られている。
建築非構造部材	A類	大地震動後、災害応急対策活動や被災者の受け入れの円滑な実施、又は危険物の管理のうえで、支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。
	B類	大地震動により建築非構造部材の損傷、移動などが発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害の防止が図られている。
建築設備	甲類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られていると共に、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できる。
	乙類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られている。

○災害対策本部機能の拡充

災害時は、庁舎には災害対策本部を設置し、災害情報の迅速な収集把握や

救援活動、復旧活動の指揮命令、関係機関との連絡調整等を行う必要があり、そのために必要な設備・機器を備えた災害対策本部室等を整備します。また、災害時に連携が必要となる課については、災害対策本部室周辺に集約して配置します。

なお、災害対策本部室は、平常時には分割し会議室として利用するなど効率化を図ります。

○避難スペースの確保

災害時には、来庁者や付近の市民が一時的に避難することが想定されます。新庁舎では、災害発生時の災害対策本部や救援・復旧活動に支障のない範囲で、議場や会議室、ロビー等の空間を一時的に避難場所として開放できるようにします。

○備蓄体制の構築

大地震等の災害が発生した際は、発生から数日間は支援物資等が供給されない状況が想定されます。このことから災害対策等の業務に従事する職員や緊急対応として一時的に新庁舎に避難される市民のための食料や毛布等の備蓄スペースを新庁舎内に整備します。

○災害時対応のための仮眠室等の設置

災害時には職員が情報収集や復旧活動などの業務を行うため、庁舎に24時間体制で対策に従事することが想定されます。新庁舎においては、仮眠室やシャワー室、更衣室を備えるものとし、災害応急対策業務に従事する職員に配慮します。

なお、仮眠室などのスペースは、平常時には職員のための福利厚生等に利用するなど効率化を図ります。

○自家発電設備の設置

庁舎は、災害発生後においても災害対策本部として継続的に災害対策業務を行う施設であることから、商用電力の供給途絶時の対応として、72時間以上連続運転可能な自家発電設備を設けることとします。

○災害時の給排水機能の確保

災害時の水道供給途絶に備え、耐震性貯水槽を設置するなど非常時に飲料水として使用できる機能を備えたものとします。

また、自家発電設備による合併浄化槽の機能継続やマンホールトイレの設

置など災害時の排水施設を確保します。

○燃料給油施設の設置

平常時や災害時にも、公用車への給油などに利用する燃料を貯蓄することのできる施設を整備し、併せて高台に整備を予定している他の施設との共同利用についても検討を行います。

○庁舎内サーバ室の整備

新庁舎には、基幹業務以外のサーバ類及び全庁的なネットワーク機器類を設置する為のサーバ室を整備します。また、セキュリティ機能として入退室時の施錠には、指静脈等の生体認証とICカード認証、パスワード認証等を組み合わせた2要素認証を有するものを導入し、併せて火災発生時の水損等による2次被害防止のための消火設備を設けることとします。

○庁舎における防犯性の確保

来庁者及び職員の動線計画に配慮しながら、防犯カメラの設置や認証カードの導入等を検討しセキュリティ対策の推進を図ります。

また、休日や夜間など時間外の来庁者に対して、利用しやすい場所に出入口を設置するとともに、管理室(宿直室)を隣接して設置するなど、利便性や防犯性に配慮します。

(2) 人にやさしく利用しやすい庁舎

○すべての方が利用しやすいユニバーサルデザインの採用

すべての方が利用しやすい庁舎として、移動の容易性、明快な動線計画、段差や死角のない通路計画、利便性を考慮した昇降機・階段の設置、ゆとりのある待合スペースの確保などユニバーサルデザインに配慮した庁舎とします。

なお、高知県では「高知県ひとにやさしいまちづくり条例」が制定されており、ユニバーサルデザインの考え方にも沿った整備基準が示されています。新庁舎の整備にあたっては「高知県ひとにやさしいまちづくり条例」の整備基準等に基づき、すべての方が利用しやすい環境を整備していきます。

○庁舎施設の集約

市民の利便性向上や業務の効率化のため、現在分散している学校教育課、生涯学習課(スポーツ振興室を除く)、水道課、環境課を集約して新庁舎へ配置します。

○窓口部門の低層階への集約配置

窓口を担う関係課は低層階へ集約した配置とします。また、市民の利便性と職員の事務効率の両観点から、各種証明発行やライフイベント(「転入」「転出」「出生」「婚姻」「死亡」等)に伴う諸手続きはワンストップの手続きで完結できるよう検討します。

○キッズスペースや授乳室、多目的トイレの設置

子育て関連の窓口等のある低層階には、子ども連れの来庁者のために授乳室やキッズスペースを配置するとともに関連情報を掲示します。また、各フロアの利便性を考慮した設備を備えた多目的トイレを設置するとともに、低層階にはオストメイト設備も併せて設置します。

○プライバシーに配慮した相談環境の確保

プライバシーに関する各種相談が発生する窓口には、相談者のプライバシーを守るためカウンターに仕切パネルを設置します。また、個別相談の多い福祉・納税部門を中心に、窓口・事務スペースに隣接した相談用の個室を設置するとともに、専門相談機能が求められる家庭児童相談室、子育て世代包括支援センターについては個別の相談環境を確保します。

○わかりやすい案内表示の確保

総合案内窓口の設置の検討など来庁者にとってわかりやすい窓口の動線計画にするとともに、案内表示は窓口ごとの色分けや表示位置、文字の大きさなどにも配慮し、視覚記号を用いるなどの工夫を行い、見やすく、わかりやすい案内表示とします。

また、受付内容に応じて対応がしやすいよう、ローカウンターとハイカウンターを設置するなどカウンターデザインの工夫を図ります。

○多目的交流スペースの設置

新庁舎のエントランスは、来庁者を迎え入れる玄関として、明るく開放的な空間となるよう配慮します。また、エントランスと一体的な利用が可能となる多目的交流スペースを配置し、市民の交流や市民参画、コミュニティの形成のための活動などを支援するスペースとして市民が気軽に利用できるようテーブルや椅子を適宜配置できる自由度の高いスペースを創出します。

○情報発信機能の充実

新庁舎の低層階など来庁者が気軽に利用できる場所に、行政情報のほか文

化や歴史、観光やイベントを始め、防災情報などの各種情報を得られる市政情報コーナーを設置します。

○機能性と利便性に優れた議会施設の整備

議会施設は、効率的な議会運営が可能な機能を確保します。議場は、音響効果等を考慮した適切な天井高さの空間とし、車椅子利用者などを含む利用しやすい傍聴席の設置など、機能的な空間となるよう整備します。

議長室や議員控室、委員会室、応接室並びに事務局用の諸室など、適正な規模、配置による整備を行います。

また、議会施設については、議会運営を優先したうえで、議会が開催されていない期間や災害時などは可能な限り多目的な利用が出来るような施設として整備します。

○利用しやすい駐車場の整備

新庁舎の来庁者用駐車場は、会議開催時などの状況や高台に整備を予定している他の施設との共同利用についても考慮し、十分な規模の駐車場を整備します。また、車椅子利用者や移動に配慮が必要な人のための駐車場は、庁舎への出入りをしやすい配置とするとともに雨天時などの利用に配慮します。

○公共交通網との連携による庁舎アクセスの向上

新庁舎へのアクセスには、既存の基幹バス路線と宿毛市コミュニティバス「はなちゃんバス」の連携などにより、自身で移動手段を持たない来庁者にも訪れやすくなるよう配慮します。また、乗降場所については、雨天時の利用を考慮した場所もしくは施設とします。

(3) 簡素で経済的、環境へ配慮した庁舎

○コンパクトで適正な規模の設定

将来の人口減少を見据えつつ、「宿毛市公共施設等総合管理計画」による、公共施設等の最適化に配慮することで、将来世代に過度な負担を残さないよう、コンパクトで適正な規模の設定を行います。

○ライフサイクルコストの縮減

柱・梁などの構造体の高耐久化を図るとともに、内外装材等については、耐久性の高い材料や修繕・更新が容易な一般普及材を採用するなど新庁舎の長寿命化に配慮します。また、電気設備や機械設備、配管、配線等は保守・点検及び機器の更新を経済的かつ容易に行えるよう考慮し、経済性の高い庁

舎を目指します。

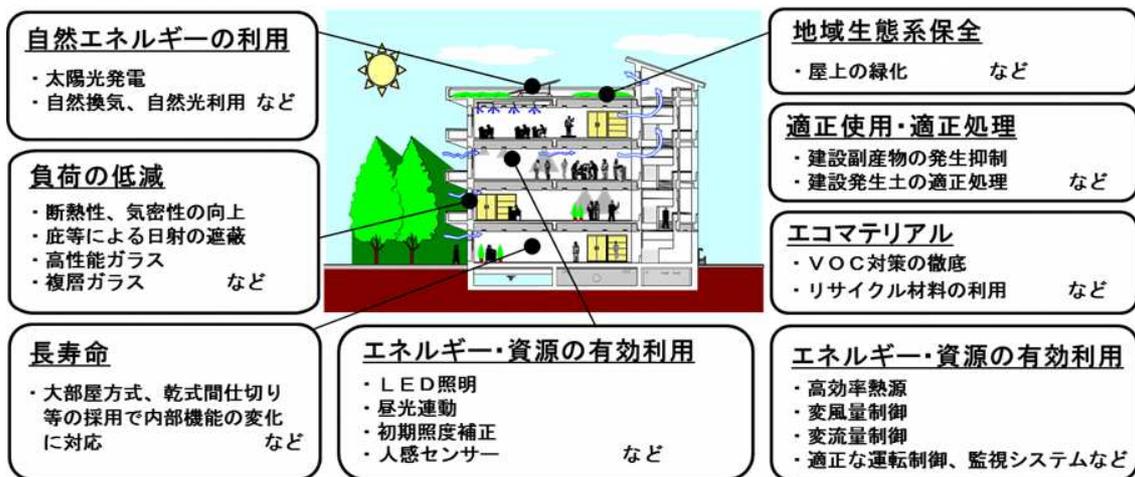
○省エネルギー化の推進

自然採光や自然通風、太陽光発電設備、雨水貯留槽によるトイレの洗浄や植栽への散水など再生可能なエネルギーの活用を費用対効果も踏まえ検討します。また、設備機器は、高効率 LED 照明や人感センサーによる点灯システム、節水型便器、省エネ効果の高い冷暖房機器などの導入により省エネルギー化を推進します。

○環境負荷低減に配慮した庁舎(グリーン庁舎)

国土交通省が推進する建築物の計画から建設、運用、廃棄に至るまでのライフサイクルを通じた環境負荷の低減に配慮した「環境負荷低減に配慮した官庁施設(グリーン庁舎)」の考え方や「官庁施設の環境保全性基準」などを参考にしながら、設計段階において整備費用についての検討を行い、可能な限り「グリーン庁舎」の実現を目指すこととします。

また、内装などに利用する材料は、エコマテリアル(環境負荷の少ない素材)の使用を検討します。特に木材を活用し、県産木材の利用を促進します。



グリーン庁舎のイメージ(国土交通省 HP より)

(4) 効率性が高く柔軟な対応が可能な庁舎

○来庁者・職員ともに利用しやすいフロア構成、ゾーニング

庁舎機能は、複数のフロアにまたがることになるため、市民の訪問頻度や課間の連携等に配慮し、相互関連性の強い課は可能な限りフロアごとにまとめて配置するものとし、効率的に業務を行えるよう配慮します。特に来庁者の多い窓口関係の課を 1 階に配置し、市民にとってわかりやすく、動線の短

縮を図るなど、利用のしやすさに配慮します。

○間仕切りを設けないオープンなフロア構成

執務空間は、構造躯体となる柱や壁による分断を出来るだけ避け、開放的で視認性のよいオープンな空間とすることで、機構改革や職員数の変動にも柔軟に対応でき、各課や職員間のコミュニケーションが図りやすいレイアウトとします。

○利用に応じた会議室の設置

日常的に必要なとなる打合せ等のスペースは、各課の特性に応じて執務室内や各フロアに配置し、会議室は各フロアの業務内容に応じて利便性に配慮したフロアに配置するなど、効率性に配慮します。納税通知書の発送準備、統計調査等、長期間占有して使用することを見込んだ上で会議室を設置します。

会議室は、大・中と広さを分けて設置を行い、大会議室については、可動間仕切りとして面積を柔軟に設定できる構造とします。

○適切な保管スペースの確保

各課の書類や図面等を保存年限ごとに保管する書庫を設置する方針としますが、庁舎内で真に保管する必要のある文書を精査し、不要な文書、物品等を処分し、文書の電子化などにより必要スペースの最小限化を図った上で、適正な規模の書庫を設置します。

また、物品庫や測量器具・作業道具等を保管する収納庫等を必要に応じて適切に設置します。

○フリーアクセスフロアの導入

執務室をはじめとする主要スペースには、OA 機器等のレイアウトや配線が自由にできるフリーアクセスフロア(二重床)を導入し、将来の組織変更等にも柔軟に対応できるよう配慮します。

4 新庁舎の規模

(1) 規模算定における基本指標の設定

新庁舎の規模については、現在分散している学校教育課、生涯学習課(スポーツ振興室を除く)、水道課、環境課を集約することを前提として算定します。

本基本計画における想定職員数は、平成 30 年 12 月時点の職員数を基に以下のとおり 223 人と設定します。また、議員数は、宿毛市市議会議員定数条例より 14 人とします。

〈新庁舎勤務職員数の想定〉

項目	特別職	課長	課長補佐・係長	主事等	臨時職員等	合計
総定数	3	20	68	105	27	223

(2) 新庁舎の必要規模

新庁舎規模の算出方法については、他市町村の庁舎建設の検討において多く用いられている起債許可標準面積算定基準に基づく面積に、付加的機能に必要な規模を加え、適正規模の設定を行います。

※起債許可標準面積算定基準…「平成 22 年度地方債同意等基準運用要綱について(平成 22 年 4 月 1 日 総財地第 79 号)別紙 2」に記載の庁舎標準面積を指す。同通知の標準面積は平成 23 年度から取扱いが廃止されているが、地方自治体の庁舎規模の基準として広く用いられてきたものである。

〈起債許可標準面積算定基準に基づく面積〉

区分	積算				面積(m ²)
	役職	職員数	換算率	換算職員数	
(ア) 事務室	特別職	3	12.0	36.0	1,566.4
	課長	20	2.5	50.0	
	補佐・係長級	68	1.8	122.4	
	一般職員	94	1.0	94.0	
	製図者	11	1.7	18.7	
	臨時職員等	27	1.0	27.0	
	計	223		348.1	
	面積計算	換算職員数 348.1 × 基準面積 4.5 m ²			
(イ) 倉庫	(ア)事務室面積 1,566.4 m ² × 13%				203.6
(ウ) 会議室等	職員数 223 人 × 7 m ²				1,561.0
(エ) 玄関等	(ア)～(ウ)の合計面積 × 40%				1,332.4
(オ) 議会	議員数 14 人 × 35 m ²				490.0
標準面積の合計					5,153.4

〈付加的機能の規模〉

区分	付加的機能	面積(m ²)
災害対応機能	備蓄倉庫、職員用仮眠室、非常用発電室等	150
市民交流スペース	多目的交流スペース、市政情報コーナー等	100
合 計		250

以上より、新庁舎の規模を 5,403.4 m² → 約 5,400 m²と設定します。

(3) 来客用駐車場

来庁者用の駐車場台数は、「市・区・町・役所の窓口事務施設の調査」(関龍夫 著)及び「最大滞留量の近似的計算方法」(岡田光正 著)により算定します。

4 新庁舎の規模

<算定条件>

- ・人口 : 20,000 人
- ・来庁者割合 窓口 : 0.9%
- 窓口以外 : 0.6%
- ※「市・区・町・役所の窓口事務施設の調査」より
- ・車での来庁割合 : 90%
- (市民アンケートでは 79%、高台に移転することを考慮し 90%と仮定)
- ・集中率 : 30%
- ※「最大滞留量の近似的計算方法」より
- ・窓口部門の平均滞留時間 : 30 分と仮定
- ・窓口部門以外の平均滞留時間 : 60 分と仮定

<駐車場必要台数の算定>

1 日当たりの来庁者台数 = 人口 × 来庁者割合 × 車での来庁者割合

窓口 来庁者台数 = 20,000 人 × 0.9% × 90% ≒ 162 台/日

窓口以外 来庁者台数 = 20,000 人 × 0.6% × 90% ≒ 108 台/日

必要駐車場台数

= 最大滞留量(台/日) = 1 日当たりの来庁者台数 × 集中率 × 平均滞留時間

窓口 必要駐車場台数 = 162 × 30% × 30 分 / 60 分 ≒ 25 台/日

窓口以外 必要駐車場台数 = 108 × 30% × 60 分 / 60 分 ≒ 33 台/日

合計 58 台

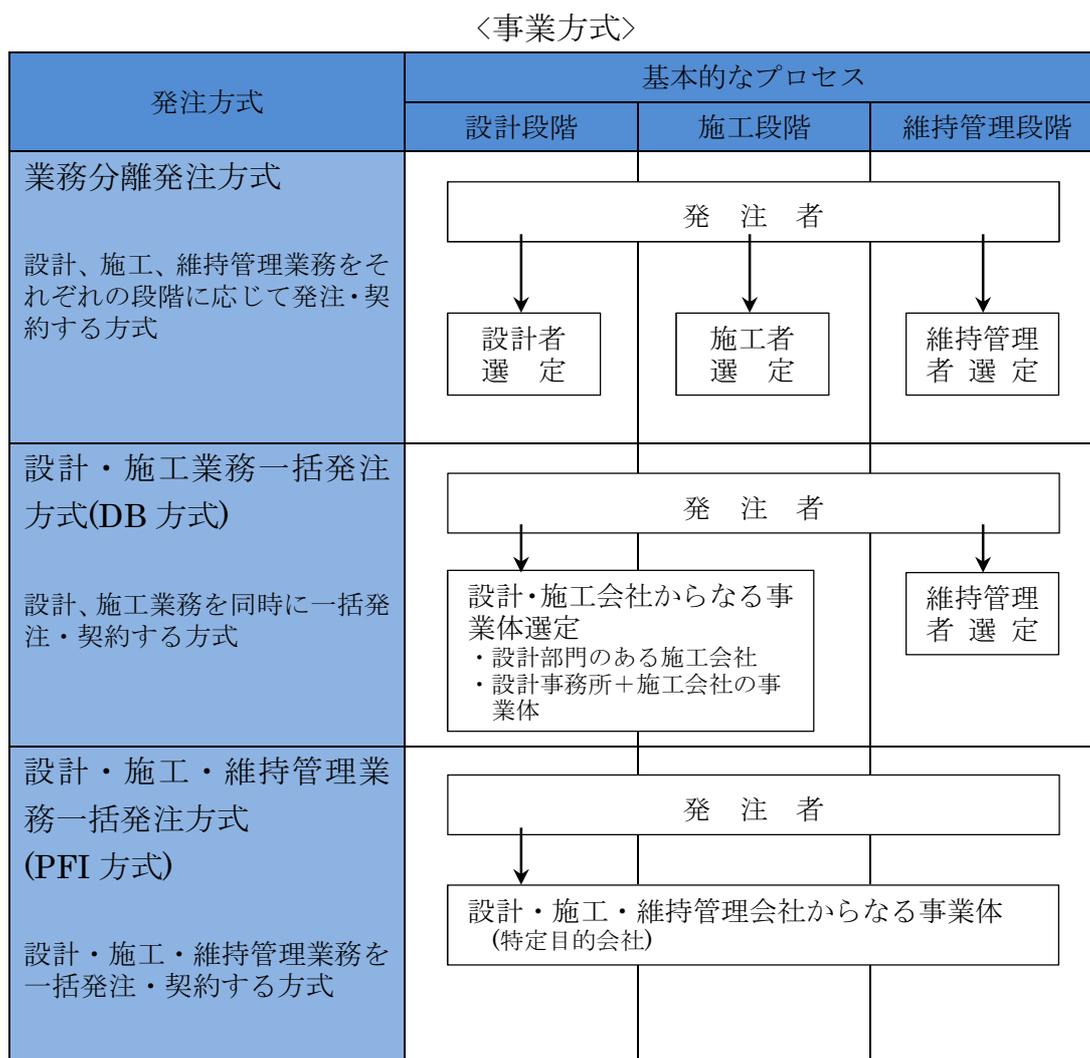
現在の本庁舎の来客用駐車場は 58 台であり、上記算定台数と同台数ですが、議会時には来客用駐車場が満車となることや新庁舎では施設の統合を行うことなど、現在と同台数では不足することが想定されます。よって、新庁舎では 100 台 と想定します。

(4) 公用車駐車場

公用車については、現状と同程度(本庁舎 46 台、その他 20 台)の 66 台を目安にし、雨天時に考慮した施設を整備します。

5 事業手法

事業手法については、さまざまな手法がありますが、本基本構想では「業務分離発注方式」と「設計・施工業務一括発注方式」、「設計・施工・維持管理業務一括発注方式」について、検討を行いました。



新庁舎の建設にあたっては、設計や施工、維持管理の各段階において、市民の意見や要望を取り入れるためにも発注者の意向を適切に反映させることが重要です。

「業務分離発注方式」では、設計、施工、維持管理のすべての段階で、発注者と受注者が段階的に要求・計画条件をすり合わせていくことが可能であり、設計と施工の独立性が確保され、相互のチェック機能が確保しやすいとされています。ただし、仕様発注となるため受注者の技術力を活用したコスト抑制

5 事業手法

が行いにくいといったデメリットがあります。

一方、「設計・施工業務一括発注方式」や「設計・施工・維持管理業務一括発注方式」は、設計段階から施工者や維持管理業者が参画することで、設計と施工方式の相互調整や維持管理・運営コストを考慮した設計・施工が可能となり、費用の縮減が期待できる反面、契約段階で明確で詳細な要求条件が提示できない場合、契約後の設計条件変更は困難であり、竣工後の品質性能に課題をもたらす可能性も指摘されています。

新庁舎建設のスケジュールを考慮するなかでは「設計・施工業務一括発注方式」や「設計・施工・維持管理業務一括発注方式」における要求条件の精査が困難であることから、発注後においても市の意向を反映させながら、段階的に進めていくことができる「業務分離発注方式」により事業を進めるものとします。

なお、新庁舎の建設は、これまでの市の公共事業の中でも大規模な工事であり、品質の確保と同時に、地域経済への寄与も重要となります。地域の企業ができるだけ新庁舎建設事業に参画できるとともに、品質や工程管理など効率的な施工が行える仕組みについて、今後検討を行っていきます。

6 概算事業費及び財源

(1) 概算事業費

建設事業費については、設計段階において積上げによる詳細な算出を行いますが、ここでは他市町村の整備事例や国土交通省の「新営予算単価」等を参考に概算事業費見込みを算出します。

また、この概算事業費は現段階での事業予算を想定したものであり、設計段階における床面積の精査、コスト削減につながる構造や設備の積極的な採用など建設事業費の削減やコスト管理に努めていきます。

〈概算事業費〉（金額は税抜）

区分	金額	備考
設計費等	0.9 億円	基本・実施設計、監理業務等
建設工事費	19.0 億円	
その他経費	3.6 億円	備品整備、移転費等
合計	23.5 億円	注)造成等の費用は含まれていない

※現時点での概算事業費であり今後の設計等により変動することがあります。

(2) 財源の考え方

新庁舎建設のための財源について、地方債や補助制度の対象外となる部分は、財政調整基金等の一般財源で対応します。有利な起債や補助金の活用も検討し、可能な限り財政負担の軽減に努めていきます。

7 事業スケジュール

今後のスケジュールについては、基本構想策定後、平成 31 年度に基本・実施設計業務の発注を行い、平成 32 年度の造成工事完成後、速やかに工事に着手し、平成 33 年度中の完成を目指します。

< 資料編 >

資料 1 住民アンケートの実施概要・結果

資料 2 耐震構造システムの比較

庁舎建設に関する住民アンケート
集計結果

1 調査概要

(1) 調査の目的

「災害に強い庁舎」への建て替えを進めていくために、市民のみなさまのご意見を伺い、今後の庁舎建設の参考とするものです。

(2) 調査の設計

- 調査地域：宿毛市全域
- 調査対象：宿毛市在住の市民
- 調査方法：住民説明会会場、市役所本庁舎、各支所、ホームページにてアンケート調査を実施
- 周知方法：広報誌、ホームページ、地区長の回覧文書による広報
- 調査期間：平成30年6月21日～平成30年7月13日

(3) アンケート回収結果

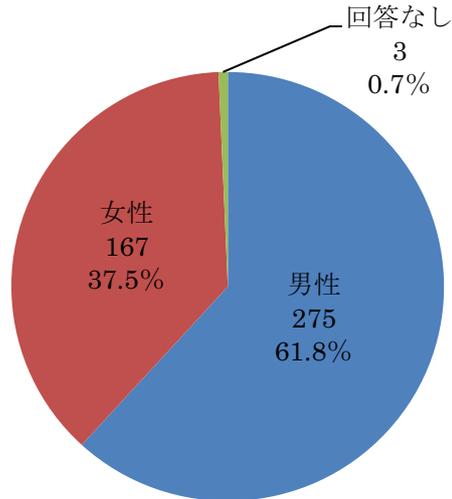
回答数：445件／人口：20,677人(平成30年7月1日時点)
回答率：2.2%

2 集計結果

(1) 回答者の基本属性

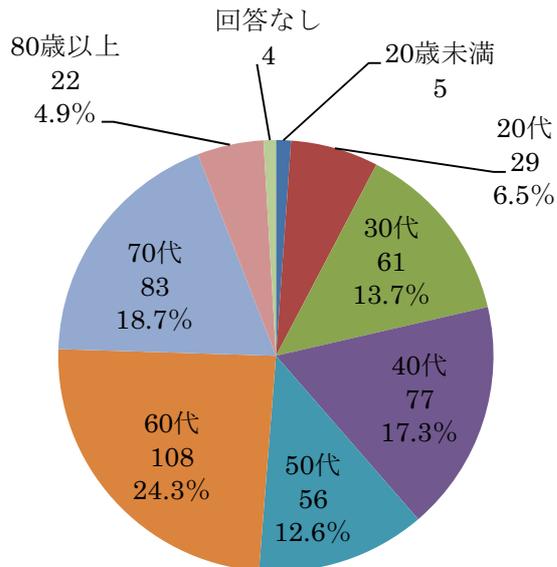
○性別

回答者の性別は、男性が約62%、女性が約38%となっています。



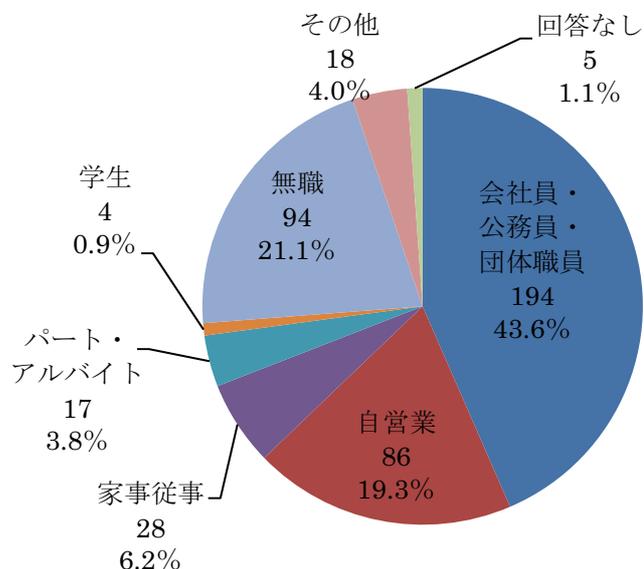
○年代

回答者の年齢は、60歳代以上の方が約半数を占めています。



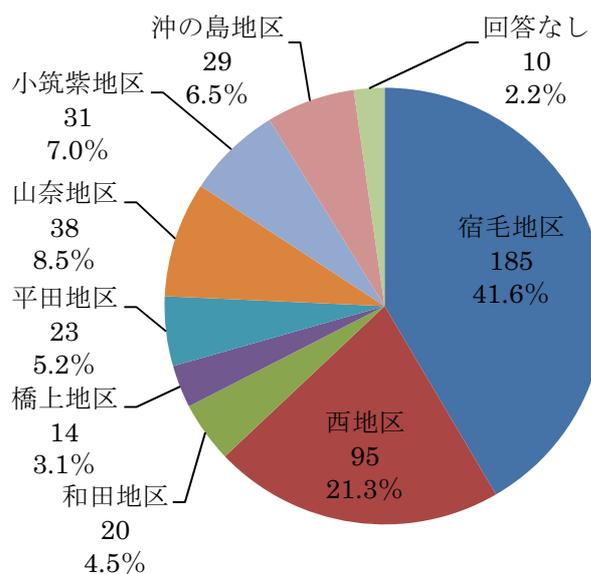
○職業

回答者の職業は、会社員・公務員・団体職員が約44%、無職が約21%、自営業が約19%などとなっています。

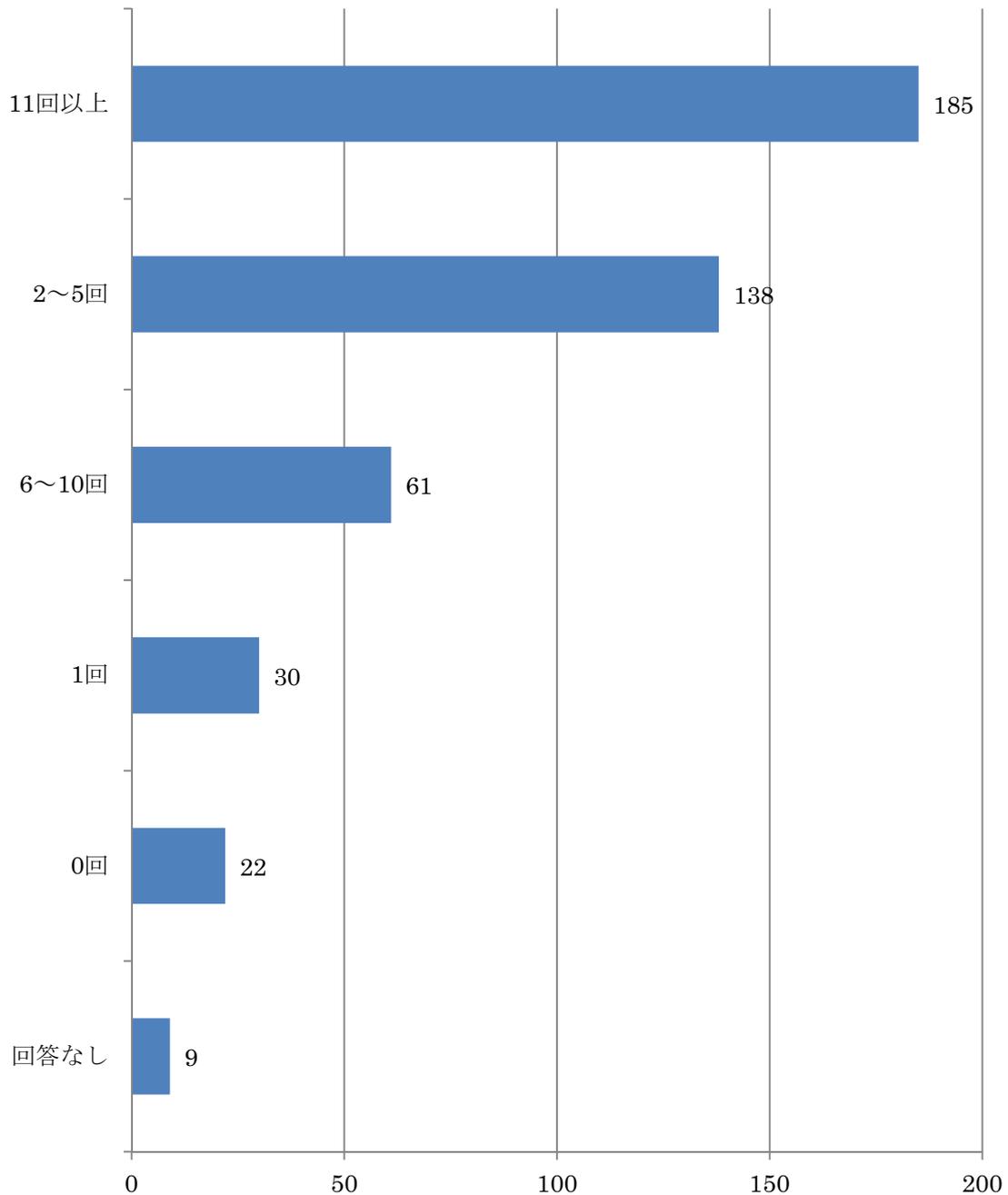


○居住地域

回答者の居住地域は、宿毛地区が41.6%と最も多く、次いで西地区が21.3%となっています。



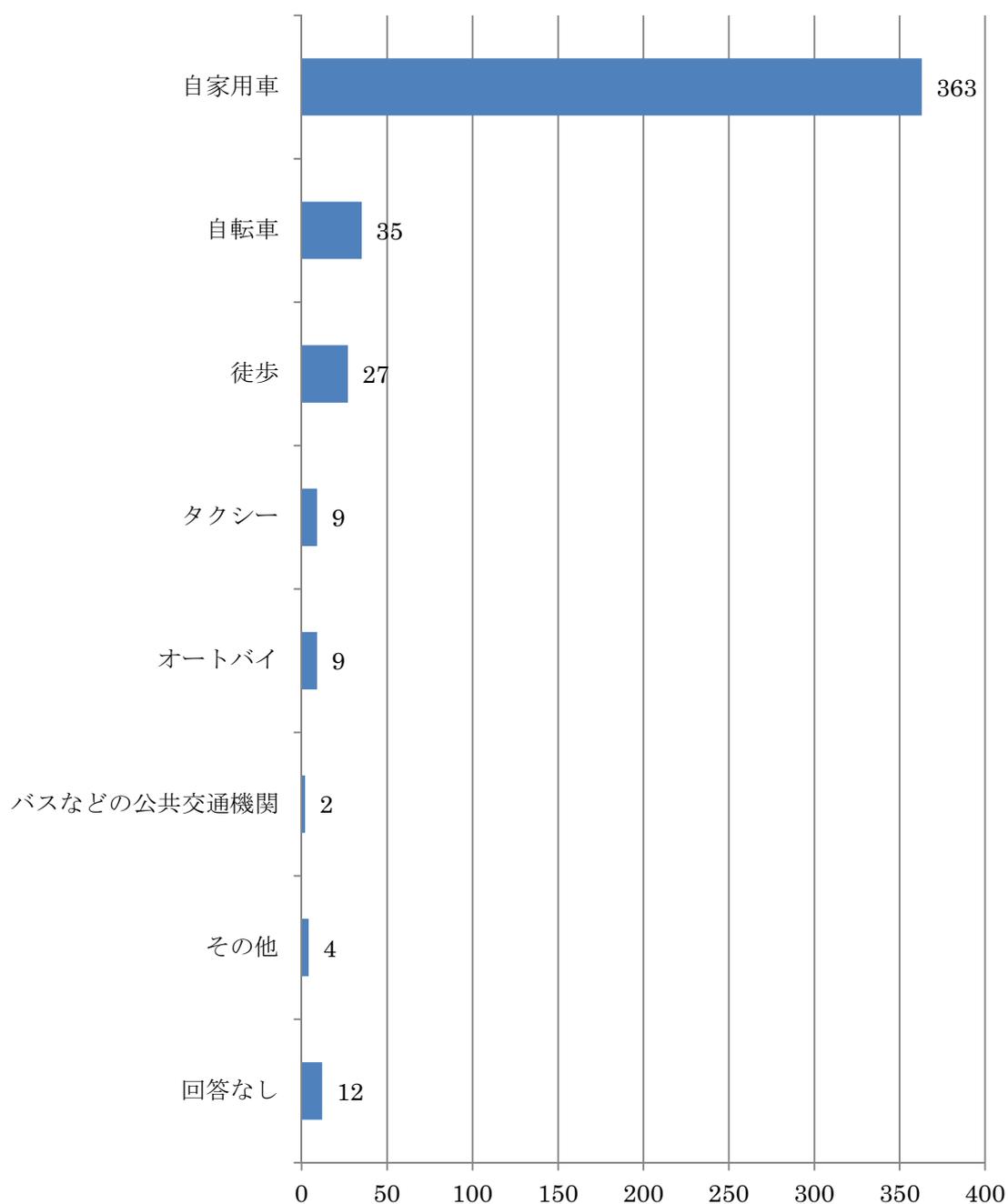
(2) 年間の市役所訪問回数



「11回以上」、「2~5回」及び「6~10回」が割合の高い上位3項目となっており、2回以上市役所を訪問している人の割合は86%となっています。

また、年齢別にみると、「20歳未満」、「60代」及び「80歳以上」を除く年代で「11回以上」の割合が最も高く、「60代」及び「80歳以上」でも「11回以上」の割合が2番目に高くなっていることから、年齢に関わらず11回以上市役所を訪問している人の多いことがうかがえます。

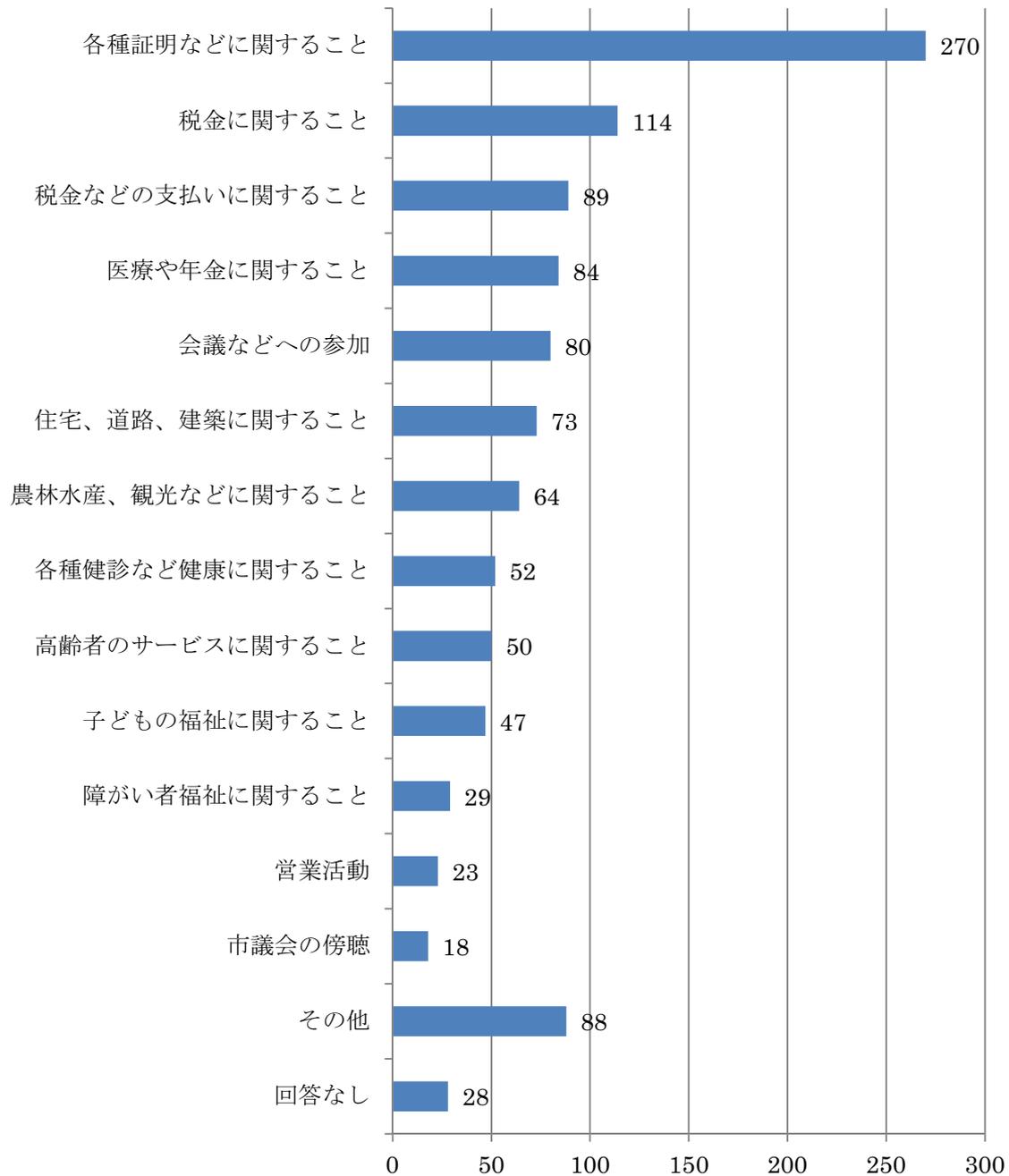
(3) 市役所へ行く時の交通手段



「自家用車」の割合が全体の79%となっており、性別及び年齢別でも、全ての性別・年代において「自家用車」の割合が最も高くなっています。

年齢別で見た「自家用車」の割合の中では、「80歳以上」が最も低く58%となっており、次いで「20歳未満」が60%となっています。

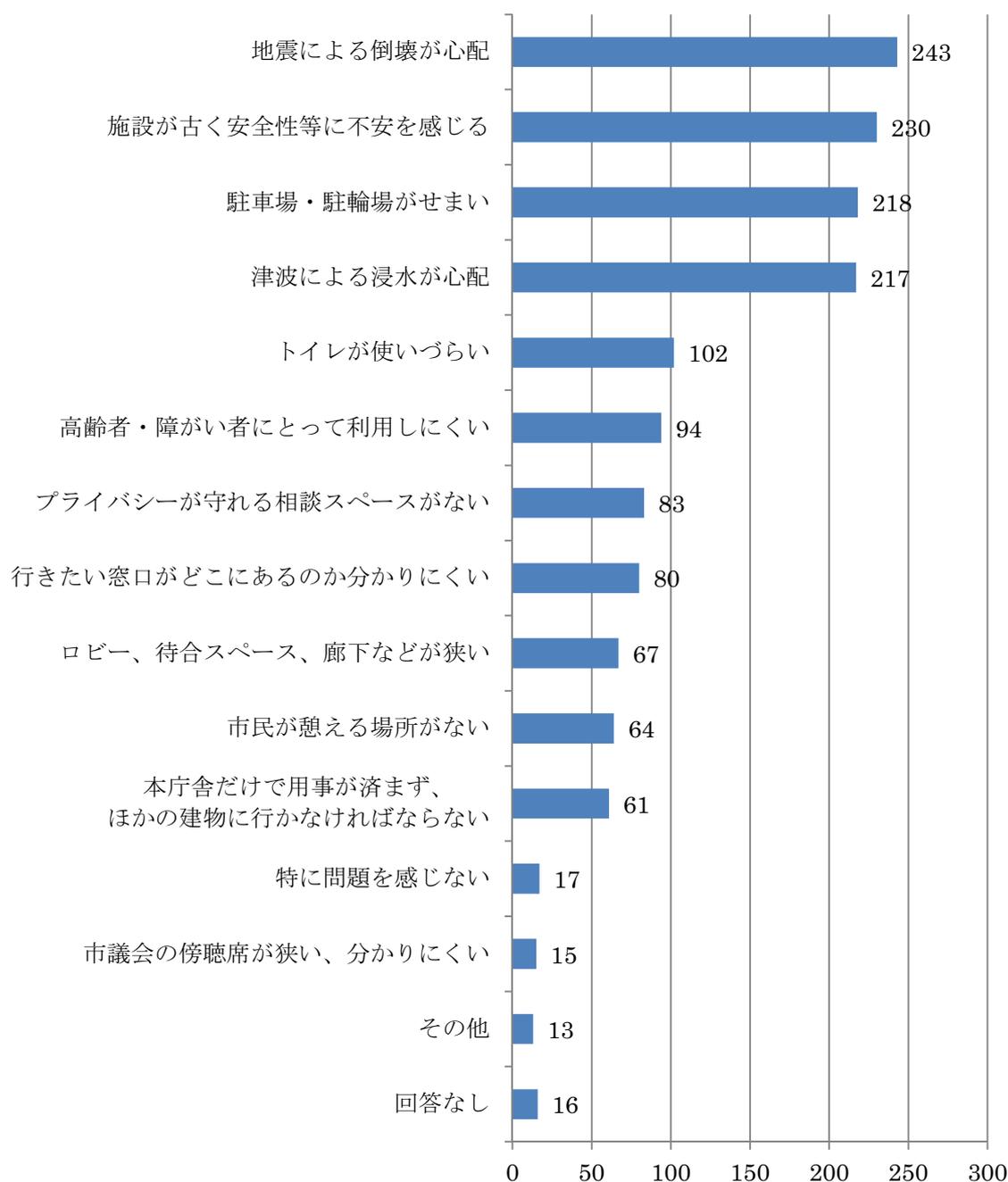
(4) 市役所への用件



「各種証明などに関すること」の割合が全体の24%となっており、次いで「税金に関すること」が10%、「税金などの支払いに関すること」が8%となっています。

また、「その他」について内容に記入のあった56件のうち、「仕事」、「職場」、「業務」及び「勤務」等、仕事に関する内容が最も多く、35件となっています。

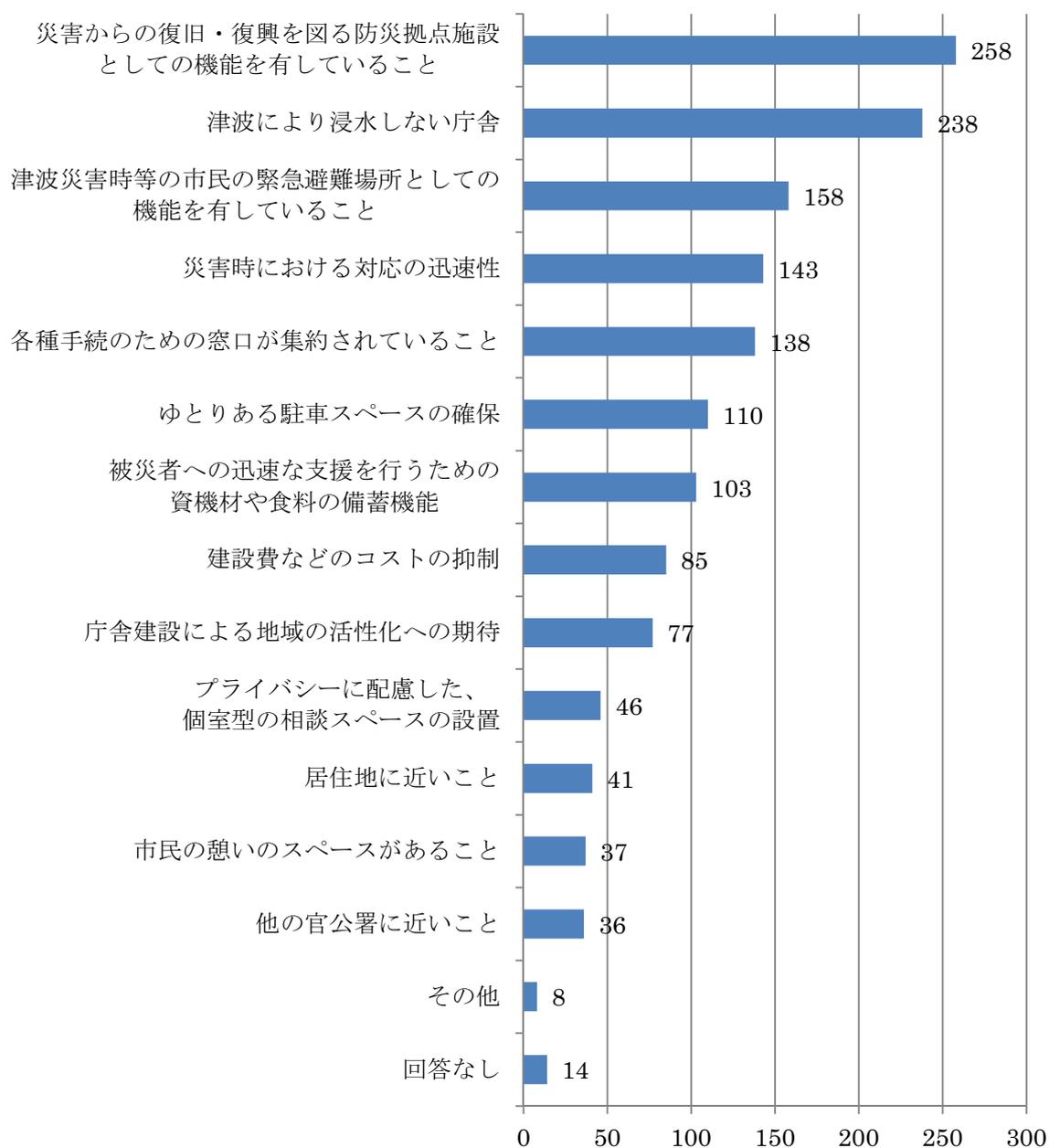
(5) 現庁舎の利便性について



性別及び年齢別にみても、「地震による倒壊が心配」、「施設が古く安全性等に不安を感じる」及び「津波による浸水が心配」の3項目の割合が高く、性別、年齢に限らず現庁舎の安全性に関する心配が多くなっています。

また、現庁舎の安全性以外に関するものの中では、「駐車場・駐輪場がせまい」の割合が高く、特に「50代」以上の年代での割合が高くなっています。

(6) 新庁舎に建て替える場合に重視する機能について



性別及び年齢別にみても、「災害からの復旧・復興を図る防災拠点施設としての機能を有していること」及び「津波により浸水しない庁舎」等の項目の割合が高く、性別、年齢に限らず災害に対応するための機能を重視する傾向が高くなっています。

また、災害に対応するための機能以外では、「各種手続のための窓口が集約されていること」及び「ゆとりある駐車スペースの確保」の割合が高くなっており、「3. 市役所への用件」及び「4. 現庁舎の利便性について」と同様の傾向となっています。

(7) 「庁舎建設」についてのご意見(自由記載)

回答者数：180名、意見の総数：256件

※比率＝主な意見の件数／意見の総数 256件

○庁舎の建設位置についての意見

主な意見	件数	比率
(1) 高台への建設を求める意見	36	14.1%
(1)のうち、小深浦への建設を求める意見	15	5.9%
(2) 中心地への建設を求める意見	25	9.8%
(2)のうち、現在地への建設を求める意見	6	2.3%
(2)のうち、県立病院跡地への建設を求める意見	4	1.6%
(3) その他の意見	44	17.2%
(3)のうち、災害に対応できる場所（安全・安心、津波に浸水しない等）を求める意見	14	5.5%
(3)のうち、利便性の高い場所を求める意見	8	3.1%
小計	105	41.0%

○庁舎機能・仕様についての意見

主な意見	件数	比率
(1) 災害に関する機能を求める意見	34	13.3%
(1)のうち、避難場所としての機能を求める意見	9	3.5%
(1)のうち、耐震、耐津波等のハード機能を求める意見	8	3.1%
(1)のうち、災害時における拠点機能を求める意見	8	3.1%
(2) その他の意見	21	8.2%
(2)のうち、利便性の向上を図るための機能を求める意見	9	3.5%
(2)のうち、明るい、入りやすい等の雰囲気を求める意見	5	2.0%
小計	55	21.5%

○庁舎の建設時期についての意見

主な意見	件数	比率
(1) 早期建設を求める意見	12	4.7%
(2) 建設に時間をかけるよう求める意見	1	0.4%
小計	13	5.1%

○上記以外の意見

主な意見	件数	比率
(1) 庁舎への交通アクセス対策・インフラ整備を求める意見	12	4.7%
(2) 建設費用等の抑制を求める意見	10	3.9%
(3) 保育園・小学校の災害対策を求める意見	8	3.1%
(4) 高齢者への配慮を求める意見	5	2.0%
(5) その他の意見	48	18.8%
小計	83	32.4%

3 調査票

宿毛市新庁舎建設に伴うアンケート

本庁舎は、昭和38年に建設されて55年が経過し、構造・設備ともに老朽化が著しく、また、本庁舎の位置する現在地は津波浸水区域に指定されており、L1クラスで1.2m、L2クラスで6.9mの浸水深と予測されております。

その上、今後30年以内に70～80%の確率で発生すると言われる南海トラフ地震発生時には、宿毛市は地盤が最大2.4m沈降して標高が海水面より低くなり、長期間に渡って浸水する長期浸水が想定されており、浸水面積は県下最大の高知市に次いで最大559ヘクタールと見込まれております。

そのような中、現庁舎は、平成25年に包帯工法による耐震化をしているとはいえ、南海トラフ地震発生直後の応急業務や復旧・復興活動の司令塔としての機能を果たすことが困難な状況が予測されます。

また、機能的にも、プライバシーを確保できる相談スペースや会議室が少ない、バリアフリー化が進んでいない、駐車スペースが少ないなどという課題もあります。

そのような中、現在、宿毛市新庁舎建設に向けて議論をしております。

つきましては、本庁舎の建て替えにあたり市民の皆様のご意見をお聞かせください。

宿毛市長 中平 富宏

【 記入上のご注意 】

- ・回答項目が用意されている質問では、あてはまる項目の番号を○で囲んでください。
- ・○をつける数に指定のある質問では、それぞれの質問で指定された数の○をつけてください。
- ・「その他」の項目を選択された場合は、具体的な内容を（ ）内にご記入ください。

問3 どのような用事で市役所を訪れましたか。（該当するもの全てに○を付けてください。）

1. 各種証明などに関する事
2. 医療や年金に関する事
3. 税金に関する事
4. 高齢者のサービスに関する事
5. 障がい者福祉に関する事
6. 子どもの福祉に関する事
7. 各種健診など健康に関する事
8. 農林水産、観光などに関する事
9. 住宅、道路、建築に関する事
10. 税金などの支払いに関する事
11. 会議などへの参加
12. 市議会の傍聴
13. 営業活動
14. その他（ ）

問4 現在の市役所を訪れて、施設面、防災面、環境面でどのように感じましたか。（該当するもの3つに○を付けてください。）

1. 駐車場・駐輪場がせまい
2. 行きたい窓口がどこにあるのか分かりにくい
3. 本庁舎だけで用事が済まず、ほかの建物に行かなければならない
4. 高齢者・障がい者にとって利用しにくい
5. プライバシーが守れる相談スペースがない
6. ロビー、待合スペース、廊下などが狭い
7. トイレが使いづらい
8. 市民が憩える場所がない
9. 市議会の傍聴席が狭い、分かりにくい
10. 施設が古く安全性等に不安を感じる
11. 津波による浸水が心配
12. 地震による倒壊が心配
13. 特に問題を感じない
14. その他（ ）

問5 新庁舎建設にあたり、あなたが特に重視するものを選んでください。(該当するもの3つに○を付けてください。)

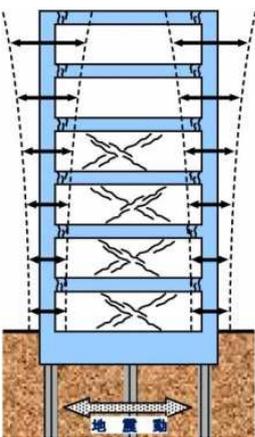
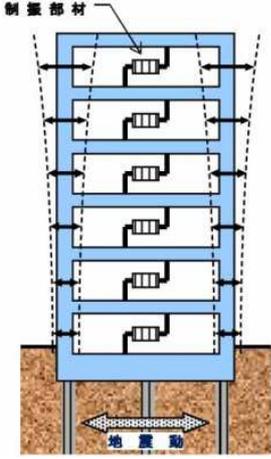
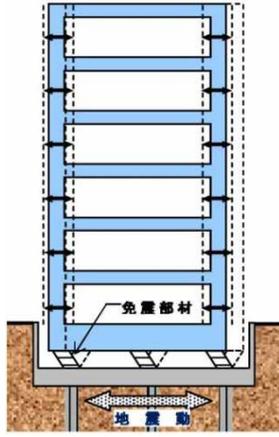
1. 各種手続のための窓口が集約されていること
2. 庁舎建設による地域の活性化への期待
3. 災害からの復旧・復興を図る防災拠点施設としての機能を有していること
4. 市民の憩いのスペースがあること
5. プライバシーに配慮した、個室型の相談スペースの設置
6. 津波により浸水しない庁舎
7. 建設費などのコストの抑制
8. 災害時における対応の迅速性
9. ゆとりある駐車スペースの確保
10. 被災者への迅速な支援を行うための資機材や食料の備蓄機能
11. 津波災害時等の市民の緊急避難場所としての機能を有していること
12. 他の官公署に近いこと
13. 居住地に近いこと
14. その他 ()

問6 庁舎建設に関して、自由なご意見をお聞かせください。

質問は、以上で終わりです。ご協力ありがとうございました。

○耐震構造システム(耐震・制振・免震)の比較

耐震<制振<免震の順で建設コストは高くなりますが、被災時の被害は軽減され、機能維持能力は高くなります。

	耐震構造	制振構造	免震構造
構造形式 (概念図)			
大地震時の 建物の揺れ方	<ul style="list-style-type: none"> ・非常に激しい揺れで立ってられない ・上階ほど揺れは大きくなる 	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震構造よりは抑えられるが激しい揺れが生じる ・上階ほど揺れは大きくなる 	<ul style="list-style-type: none"> ・建物ごわりの揺れは小さい ・建物もゆっくり大きく揺れる ・上階でも揺れは大きく変わらない
建物の 機能保持	<ul style="list-style-type: none"> ・什器等の移動や転倒・おどろけられない ・大地震時にも主要機能を回復するのに相当の時間、費用が必要となる 	<ul style="list-style-type: none"> ・安定の悪い什器等の移動や転倒が生じる ・大地震時にも主要機能を回復するのにある程度の時間、費用が必要となる 	<ul style="list-style-type: none"> ・什器等の移動や転倒はほとんどない ・大地震時においても主要機能を継続させることができる
構造的特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・地震の揺れに耐える = 「耐震」 ・構造体材が損傷・変形することで地震エネルギーを吸収する ・部材が損傷するため被災後には構造体、内外装材、設備機器の修復が必要となる ・より強い建物とするためには構造体材を強く(大きく)する必要がある 	<ul style="list-style-type: none"> ・揺れを抑える = 「制振」 ・制振部材と耐震構造を組み込むことで、地震エネルギーの吸収を相互に分担する ・被災後の修復は耐震構造よりも抑えられる ・建物の水平変位により効果を発揮するため鉄骨造の建物に適している 	<ul style="list-style-type: none"> ・地震を免れる = 「免震」 ・免震装置を設置する免震層で地震エネルギーを吸収する ・一定規模の地震においては構造体を含めてほぼ無被害のため被災後の継続利用が可能である
建物の 維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ・一般的な建物の維持管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・一般的な建物の維持管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・一般的な管理に加え、免震建物の維持管理が法的に必要(定期点検)

宿毛市 都市建設課

〒788-8686 高知県宿毛市桜町2番1号

TEL : 0880-63-1120

FAX : 0880-63-2210

E-Mail : kensetu@city.sukumo.lg.jp